



熊本県公報

号外 第4号
令和元年(2019年)
6月25日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築課) 1

規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第1号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建築基準法施行細則(昭和54年熊本県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表の1の項中「平成29年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成29年から」を「令和2年から」に改め、同表の2の項中「平成28年6月1日から12月28日まで」を「令和元年6月25日から12月27日まで」に、「平成28年から」を「令和元年から」に改め、同表の3の項中「平成30年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「平成30年から」を「令和3年から」に改め、同表の4の項中「第16条第1項第4号」を「第16条第1項第3号」に改め、「除く。）」の次に「のうち、法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供するもの」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成30年から」を「令和2年から」に改め、同表の5の項中「第16条第1項第5号」を「第16条第1項第4号」に、「平成29年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「平成29年から」を「令和3年から」に改め、同表の6の項中「平成29年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成29年から」を「令和2年から」に改め、同表備考中「第5号」を「第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。